

令和5年度 福井県公共事業等評価委員会 開催結果概要

1 日 時 令和5年10月10日(火) 13:00~16:00

2 場 所 織協ビル6F 603会議室

3 出席者

(1) 委員 10名のうち10名出席

| | | |
|-----|--------|---------------------|
| 会 長 | 小嶋 啓介 | 福井大学学術研究院工学系部門教授 |
| 委 員 | 井筒 智子 | 弁護士 |
| | 川本 義海 | 福井大学学術研究院工学系部門教授 |
| | 子末 とし子 | 福井県漁協女性部連合協議会監事 |
| | 境 宏恵 | 福井県立大学経済学部准教授 |
| | 嶋田 浩昌 | 福井商工会議所 専務理事 |
| | 高津 琴博 | NPO法人たんぼの学校越前大野学校長 |
| | 松田 鮎美 | J A福井県 フレッシュミズ部会長 |
| | 山岸 亜紀 | (株)R.E.Aヤマギシ事務所 取締役 |
| | 吉田 雅徳 | 福井工業高等専門学校環境都市工学科教授 |

(2) 事務局 (農林水産部) 上中農林水産部副部長、三崎森づくり課参事
(土 木 部) 田中理事、平林副部長(防災・特定事業)、
砂村道路建設課長、久野河川課長、廣部砂防防災課長、
(総 務 部) 忠田財政課参事

4 議事概要

(1) 開会

(2) あいさつ

(3) 再評価対象事業の概要説明、審議

(資料：再評価対象事業一覧表、再評価調書ほか)

【農林水産部評価対象事業】

(会 長) 農林水産部の再評価対象事業について説明を求める。

No.1 林道事業(若狭遠敷線)

(事務局からNo.1の事業内容を説明)

(委 員) 搬出木材の量は900m³という話だが、普通の一般住宅を一戸建てるのに30m³とすると、30戸分である。B材、C材も含まれるだろうから、儲からない気もするが、その辺りはどうか。

- (事務局) これまでの施業は間伐が中心であったが、今後は主伐を進めていくことで木材生産量を増やしていく。住宅用のA材は1 m³市場に持っていくと11,000円から12,000円程度、チップ用などのC材は7,000円程度にしかならない。林業は薄利多売であり、1 m³当たり2,000円ぐらいの収益である。今後は、主伐による生産効率の向上に加えて、林道を整備し大型トレーラーなどを使うことで搬出コストの低減を図るなど、しっかりと収益化につなげていきたい。
- (委員) 費用対効果については、利益のほかに通行に係する便益は入っているか。
- (事務局) 便益については、木材搬出以外に山の持つ公益機能ということで、水源涵養や山地保全の便益、森林整備の経費縮減などを計上している。一般の通行に関する便益は計上していない。
- (委員) 事業採択年度が平成12年度で完了年度が令和8年度ということだが、20年以上にわたる長期事業は今回のような評価委員会で5年ごとに見直していくものなのか、年度ごとに経済価値を見直して予算化していくのか伺いたい。
- (事務局) 当初から令和8年度まで26ヶ年計画という長期計画ではなかった。掘削したところ山の土質が想定より悪いなど、着工後に発生した理由により、全体計画の延長を繰り返してきた。
- (委員) 想定外の状況でここまで延びたということか。
- (事務局) その通りである。
予算については、全体の事業計画を立て毎年必要な予算を確保している。なお、事業計画期間の延長については、再評価委員会で数回にわたり承認をいただいている。
- (委員) 残土を減らすために谷側に線形をシフトすることで掘削土量は減るが、谷側に構造物を設置する必要が出てくると思う。その辺りの費用の対策は行っているか。
- (事務局) 減額の要因として、発生土量が少なくなること、切取り法面が短くなり法面工が少なくなることがある。一方で中心線を谷側にシフトすると、その幅を確保するため擁壁の設置が必要となり増額の要因となる。その割合を見ながら数パターンの線形検討を行い、最も経済的な線形を決定している。
- (委員) 谷側に擁壁ができたということか。
- (事務局) そうである。尾根部では線形を移動しても擁壁はほとんど必要ないが、谷部のカーブでは線形を少し谷側に移動すると擁壁が必要となるため、場所によっては擁壁が増工となる。ただし、擁壁工の増額以上に残土処分経費と法面工経費が減額となるため、全体工事費としては縮減となる線形に変更した。
- (委員) 擁壁の維持管理が今後でてくると思うので、しっかり行っていただきたい。

(会 長) ありがとうございます。

発生残土処分の問題ということで、熱海市の災害があり仕方がない面もある。この事案については、「継続」ということでよろしいか。

(委 員) 異議なし。

(会 長) 今後も地権者や受益者の理解を得て適切に残土処分が行われるように求めたいと思う。

【土木部評価対象事業】

(会 長) 土木部の再評価対象事業について説明を求める。

No. 1 砂防事業（井根谷川）

No. 4 総合流域防災事業（服部川）

No. 6 基幹河川改修事業（兵庫川）

(事務局から No. 1、No. 4、No. 6 の事業は、総事業費の増額はあるものの、労務費や資材費などの固定的経費を現在価値に置き換えた変化のみを要因とするものであり、費用対効果に大きな変化がないことから、事前説明のとおり説明を省略する旨を説明)

No. 10 海岸環境整備事業（敦賀港海岸）

(事務局から No. 10 の事業は、環境調査等に不足の日数を要したため事業期間が延長した事業であることから、事前説明のとおり説明を省略する旨を説明)

No. 2 砂防事業（杉山川）

(事務局から No. 2 の事業内容を説明)

(会 長) 本事業については「継続」の評価でよろしいか。

(委 員) 異議なし。

No. 3 道路改良事業（一般県道 トリムパークかなづ線）

(事務局から No. 3 の事業内容を説明)

(委 員) 5年後の再評価までにどのくらい進捗を図る計画か。

(事 務 局) 橋梁部が始まり、下部工などを行っている状況と考えられるが、現時点では具体的にお示しすることはできない。工事が進捗し、工期等が明確になれば、再評価委員会の場で説明させていただく。事業費の精査をしっかりと行い、鉄道会社との協議や設計を進め、工程が延びることがないように進めていきたい。

(委 員) 用地交渉難航は橋梁部なのか、道路部なのか、場所によって工事着手が大変だと思われる。

- (事務局) 竹田川の東側は相続者多数により、合意を得るのに約2年を要した。
北陸本線の東側、橋梁下になるが、地権者の駐車場があり、用地取得に際し
代替地確保などの協議に約2年間を見込んでいる。事業期間を4年延長し、
令和7年度の工事着手を目標としている。
- (委員) 見通しは立っているのか。
- (事務局) 現在、代替地確保の交渉を進めているところである。現時点では、2年で確
保できる見通しは立っている。
- (委員) これまでの事業再評価で、地質が悪かったため事業費が大幅に増額すること
が多く、この箇所もそのような心配がある。用地取得はまだこれからとのこ
とであるが、先にできることを先行して、工期短縮など検討してもらいた
いが、その可能性はあるのか。
- (事務局) 昨年度から鉄道事業者との協議を開始している。当該工事は多くの交差箇所
があり難工事が想定される。協議を重ねる中で、施工方法等で工夫ができる
か、またどのような工期短縮策があるか検討していきたい。
- (会長) 令和12年度の完成に向けて進めてもらいたい。本事業については「継続」
の評価でよろしいか。
- (委員) 異議なし。

No. 5 基幹河川改修事業 (竹田川)

(事務局からNo.5の事業内容を説明)

- (委員) 事業区間はえちぜん鉄道橋梁までということだが、とりあえず直近の目標は
あるのか。
- (事務局) 水屋橋までを令和12年度までに完了したいと考えている。
- (委員) 昭和56年7月の雨による浸水は堤防決壊によるものか、それとも越流によ
るものか。
- (事務局) 越流によるものである。
- (委員) なかなか息の長い事業であり、いろいろ問題が出てきて仕方のないことと思
うが、順調に事業を進めていただきたいと思う。
- (委員) 資料を見ると左岸側に引堤する断面図と右岸側に引堤する断面図があるが、
どちらになるのか。
- (事務局) 左岸側に引堤するか右岸側に引堤するかは、現地の状況により判断している。
- (会長) 本事業については「継続」の評価でよろしいか。
- (委員) 異議なし。

No. 7 基幹河川改修事業 (江端川)

(事務局からNo.7の事業内容を説明)

- (委員) 他の河川事業もそうであるが、事業着手から50年、60年と事業期間が非常に長い。用地交渉の難航などあると思うが、予算的な問題として国の補助金がついてこないということも理由の1つになっているか。
- (事務局) 現在、県内21河川の河川改修を実施しており、限られた予算の中で、事業効果などを見ながら、河川の治水安全度をバランスよく高められるよう進めている。
- (委員) 用地補償などの交渉難航として、相続の問題などがあると思うが、それ以外にはどういった難航する要素があるか。
- (事務局) 本事業においては、地籍混乱等があり解決に時間を要したということもある。また、補償の難航については、橋梁工事のための施工ヤードを借地する必要があり、この交渉が難航した。
- (委員) 全体の事業に言えることであるが、事業が長期化すると今後の労務費や資材費の高騰が避けられないことだと思うが、特にここ数年の高騰は今までよりもさらに厳しいのではないかと思う。いつ時点の単価を想定しているか。また、今後の見通しはどのように考えているか。
- (事務局) 平成30年度の労務単価から令和5年度の労務単価は約1.2倍、資材費でいうと例えば鉄筋では約1.6倍と高騰となっており、概ね残事業費の1割程度が、労務費や資材費の高騰により増額となる。今後の単価の高騰については、なかなか予想しづらく、令和5年度の単価を用いて残りの事業量を勘案し、事業費を算定している。先が見えている吉野瀬川ダム事業では足羽川ダムと同様に、不測の事態への対応も含め、リスク対策費として労務費の高騰などを見込んで計上している。その他の事業については、今後さらに高騰していくこととなる場合には、再評価委員会にて説明をし、審議いただくことになる。
- (委員) 資材不足による納期遅延や、労働力の不足による影響はどうか。
- (事務局) 作業員が集まらない、資材が入ってこない、といったことは、数年前の東京オリンピックの事業や、北陸新幹線等の事業などでもあったが、近年は、働き方改革が進み、令和6年度から法律が施行されるが、建設業の労働環境を良くし作業員を確保するため、完全週休2日制の導入などにより、工期が伸びている。
- (会長) 本事業については「継続」の評価でよろしいか。
- (委員) 異議なし。

No. 8 基幹河川改修事業（荒川）

(事務局からNo.8の事業内容を説明)

- (委員) 遊水地の効果を示されていたが、他にも遊水地を整備する計画は有るか。

- (事務局) 荒川においては、上流域の遊水地を整備済みであり、下流域についても遊水地を計画している。
- (委員) 遊水地については、場所の選定や規模など難しいと思うが、想定している規模や現在計画している場所はあるか。
- (事務局) 下流遊水地については、面積約5ha、貯留量約5.6万m³で計画している。また、場所については、下流の市街地部に効果がでるよう、平面図に示す場所を予定地として計画している。
- (委員) 相続人多数で用地が難航しているという説明があり、ほかの事業でも同様の理由で事業期間を延長しているものがあるが、そもそも事業に対する理解を得られないということか。
- (事務局) 相続がしっかり行われていれば特段問題とならないが、相続手続きがなされておらず、二代前、三代前の方の相続人になると多数となるため、所在を確認するのに時間を要する。
- (委員) 直近の5年間で少ししか進捗していないのに対し、今後5ヶ年の整備目標は区間が長く見えるが、工事を着実に進めていただきたい。
- (委員) 水害を防ぐためには、川を広げたり、遊水地といったものがあったが、他にはどういった方法があるか。
- (事務局) 川底を下げるという方法もあるが、下流の川底の高さも関係するため、それができない場合には川を横に広げて、流せる流量を増やす。また、洪水を貯める方法として遊水地やダムといったものがある。
- (会長) 本事業については「継続」の評価でよろしいか。
- (委員) 異議なし。

No.9 基幹河川改修事業（底喰川）

(事務局からNo.9の事業内容を説明)

- (委員) お泉水通りから上流の橋の架け替え順序について、年度計画を教えてください。
- (事務局) (橋梁架け替え順序の年度計画を説明)
消防車や救急車など緊急車両が通ることも考え、迂回路が遠回りとならないよう検討している。
- (委員) 具体的な年度計画があり安心した。
- (委員) 町屋橋の架替え工事を長い期間されているようであるが、いつ完成するのか。
- (事務局) 町屋橋については、橋の架替工事は完了しているが、市道の取付部分が完了しておらず、令和6年度中の完成を予定している。
- (委員) それが完成した後に、護国橋の架け替えにとりかかるということか。
- (事務局) そうである。

- (委員) 諸経費の改定により増額とあるが、これは具体的にはどういった改定があったのか。
- (事務局) 国の工事積算基準が改定となっており、その中には現場管理費や一般管理費といった経費の率が上がっている。
- (委員) 新町屋橋を架けた後は、旧町屋橋は残すのか、落とすのか。フェニックス通りを南進してきた車両が左折して環状西線に入る際、新町屋橋を鋭角に曲がることになるが、旧町屋橋を左折レーンとして残すようなことは無いか。
- (事務局) 旧町屋橋は撤去する。
- (委員) 新町屋橋とフェニックス通りの交差点が鋭角となるが、十分な広さを確保しているのか。
- (事務局) 橋の中に交差点があるようなイメージとなり、幅を十分に確保している。
- (会長) 事業の先が見えてきたこともあるので、ぜひ令和20年度までに完成させてほしい。本事業については「継続」の評価でよろしいか。
- (委員) 異議なし。

No. 1 1 砂防事業（北口川）

(事務局からNo. 1 1の事業内容を説明)

- (委員) 堰堤2の位置を、上流側（堰堤2-1）に変更したが、堰堤2-1の下流には溪流が残っている。そこから土砂流出が想定されるが、どの様な検討をしたか。
- (事務局) 堰堤位置を上流側に変更したことで、自然の溪流が残り、多少の土砂流出は想定されるが、堰堤上流域からの土砂流出の方が多く、上流域からの土砂流出は堰堤で止めることが出来るため効果があると考えます。
堰堤下流側の溪流部については、荒廃状況を確認しながら護岸工の整備で対応していく。
- (委員) 当初計画していた堰堤2の上流に土砂災害特別警戒区域があるが、当初の計画位置で問題はなかったか。
- (事務局) 当初計画位置においても、堰堤を整備することで土砂災害特別警戒区域は解消される。
- (委員) 図面の赤着色箇所は、保全人家なのか、土砂災害特別警戒区域なのか。
- (事務局) 土砂災害特別警戒区域である。
- (委員) 堰堤の施工順番を教えてください。堰堤2-2は流域も狭く、流下方向に保全人家が少ないことから、堰堤2-1、堰堤1、堰堤2-2の順で整備することでリスクが少ないと考える。
- (事務局) 施工順番は、堰堤2-1、堰堤2-2、堰堤1の順で整備する計画である。
北口川の堰堤は、建設発生土の有効利用の観点からダブルウォール型式を

採用しており、建設発生土をセメント改良し堤体を構築する堰堤となっている。

そのため、改良土を作るためのヤードを、堰堤1の前面に計画しており、堰堤2-1、堰堤2-2を整備し、最後に堰堤1を整備する計画である。

(委員) 完成予定年度を短縮できないか。

(事務局) 谷地形の狭い現場であり改良ヤードも限られることから、堰堤を1基ずつ施工する必要があり、令和13年度まで事業期間が必要となる。

(会長) 本事業については「継続」の評価でよろしいか。

(委員) 異議なし。

No.12 道路改良事業 (一般国道 365号)

(事務局からNo.12の事業内容を説明)

(委員) 河川の底打ちはするのか。洪水が起きた際に、掘削した箇所がえぐられる不安がある。

(事務局) 被災した原因が河床の洗掘によるものであれば、再度の災害を防止する観点で、根固めブロックなどで底を固める復旧を行うことがある。今回の被災は護岸自体の損壊であることから、底打ちはせず、復旧工法の基準である護岸の根入れを1m確保する工法としている。

(会長) 本事業については「継続」の評価でよろしいか。

(委員) 異議なし。

No.13 吉野瀬川ダム建設事業 (吉野瀬川ダム)

(事務局からNo.13の事業内容を説明)

(委員) 街中から近いダムなので、完成後に一般の方がダムへ行けるようにする等、利活用や情報発信等はどのように考えているのか。また、そのための費用は事業費の中に入っているのか。

(事務局) 事業費には入っていないが、インフラツーリズムということで他県からのバスツアーを今年度5回実施している。また、建設中にもダムカードを配布している。完成後にも一般の方に来ていただけるよう取り組んでいきたい。

(委員) ダム底部の弱部とはどのような地質だったのか。

(事務局) 支持力がない、粘土混じり等の地質であった。

(委員) 新たな土捨て場は、川に沿った斜面に設置するのか。土捨て場の土砂が流出し、下流の河道閉塞等を引き起こす可能性はないのか。

(事務局) 土捨て場は、安定となる基準で、緩い勾配かつ高さを抑えた盛土とし、緑化を図る計画としている。

(委員) 土捨て場について、今回は土砂搬出前に地元関係者の理解を得られなかった

ことによる変更であるが、搬出後に地元関係者の理解を得られなくなった場合は、どういう扱いになるのか。

(事務局) 期間が延伸する場合等では、搬出途中で理解を得られなくなることも想定されるが、そういった場合には当初計画通りの量を搬出できるよう調整していくこととなる。

(会長) 完成予定年度が令和8年度であるが、目的である事業効果を発揮するためにも、本事業については「継続」の評価でよろしいか。

(委員) 異議なし。

その他（説明省略事業）

(会長) 説明を省略した事業について、ご意見はないか。

(委員) 特になし

【総括】

(会長) それでは、合計14事業について、すべて「継続」という判断でよろしいか。

(委員) 異議なし。

(4) 閉会

以 上